

枚方市規則第 30 号

枚方市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例施行規則（平成16年枚方市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「土砂災害特別警戒区域」を「土砂災害警戒区域」に改め、同条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第98条第2項」を「第182条第2項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「第4条第2項第1号ロ」を「第4条第6項第1号ロ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の規定により指定された浸水被害防止区域
- (6) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により指定された洪水浸水想定区域

附 則 [令和4年3月31日公布]

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5条第5号の改正規定（「第4条第2項第1号ロ」を「第4条第6項第1号ロ」に改める部分に限る。）及び同条第7号の改正規定（「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第98条第2項」を「第182条第2項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。